

令和 8 年度中根小学校における学習情報端末（iPad）の持ち帰りについて

目黒区では、学習情報端末（iPad）が児童に 1 人 1 台貸与されています。本校では、本年度よりご家庭の実態に応じて、iPad の持ち帰りを申請制とします。下記の内容をお読み頂き、お子様とご相談の上、持ち帰りについてご検討ください。

記

学習情報端末（iPad）の持ち帰りにあたって

（１）活用方法について

- ・学習活動のために使うことが目的です。
- ・学校から配られる端末は、学習用として目黒区より貸し出されるものです。
- ・学習活動に関わらないことには使用できません。
- ・区で選定されているアプリ以外はダウンロードすることはできません。

（２）安全に使うために

- ・学習に関係のないウェブサイトにはアクセスしません。
（インターネットの接続については、履歴が残ります。）
- ・区に申請することで、フィルタリング機能を利用することができます。

（３）使うとき・運ぶときに気を付けること

- ・登下校中はタブレットをランドセルの中に入れておきます。学校と家以外の場所では出しません。
- ・カバーをつけたまま使用します。使わないときはカバーを閉じましょう。
- ・持ち帰った翌日は、必ず充電をしてから持ってきてましょう。

（４）壊れてしまったとき

- ・タブレット、キーボード付きカバー、充電器とケーブルは全て貸与品です。
- ・壊れてしまったときは速やかにご連絡ください。

【申請方法】

前・後期ごとに実施する、すぐーるのアンケートにてお答えいただきます。

また、年度途中の申請もしくは、申請の解除をご希望の方は、学級担任、または担当までご連絡ください。